

# 百里飛行場業務継続計画 A2-BCP

(Advanced/Airport - Business Continuity Plan)



令和2年3月

国土交通省東京航空局 百里空港事務所

百里飛行場業務継続計画 A2-BCP 改正記録表

改正番号	改正年月日	文書番号	内容
0	R. 2. 3. 19	百管第 117 号	新規制定

## 百里飛行場業務継続計画 A2-BCP 目次

1. 目的	3
2. 定義	3
3. 被害想定	3
4. 東日本大震災（H23.3.11）による百里飛行場の実被害（概要）	4
5. 総合対策本部	6
6. 関係機関	6
7. 活動内容	6
8. 訓練及び本計画の見直し	9

## 1. 目的

近年地球規模による異常気象により、これまでに経験したことのないレベルの大規模自然災害（地震等を含む、以下「自然災害」という。）が日本各地で相次いで発生している。

令和元年 10 月に発生した台風 19 号では茨城県内において、死者及び行方不明者の発生、また、広範囲による河川の氾濫等の甚大な被害が出たところである。

本計画は百里飛行場（以下「空港」という。）において、空港機能に甚大な影響を及ぼす被害が出た場合を想定し、空港関係機関で更なる連携を強化した上で空港全体としての機能を維持・継続させるために必須となる電力の供給、通信、上下水道、燃料の供給、空港へのアクセス、滞留者及び帰宅困難者対策等に主眼を置き早期復旧及び空港関係機関の役割分担等を明確にして空港旅客、職員の安全・安心を確保することを目的とする。

## 2. 定義

本計画において使用する用語の定義は次のとおりとする。

- （１）「A2-BCP」とは、自然災害発生時に際し空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間及び空港関係機関の役割を明確化した計画をいう。
- （２）「滞留者」とは、自然災害発生時に空港に留まると想定される空港旅客及び空港内従業員等をいう。

## 3. 被害想定

本計画における被害想定は次のとおりとする。

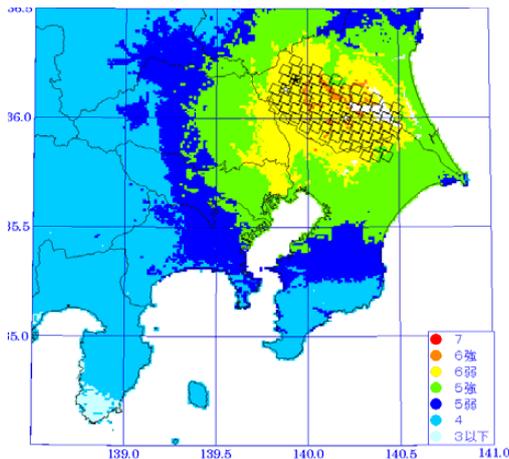
### <状況>

平日の昼間、国内及び国際線各 1 機の搭乗手続きが終了し約 360 名の旅客が搭乗待合室にいる。（地震発生直後）

### （１）地震

茨城県南部地震 M7.3（中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」）

**プレート境界茨城県南部地震、M7.3**



上記調査会による被害想定は、東京湾北中心としており茨城県南部地震の被害想定は詳細ではないことから、想定されている同地震については、同調査会の想定を基本とし茨城県で実施された茨城県南関東直下地震被害想定調査及び東日本大震災（H23. 3. 22 小美玉市震度 6 弱～6 強）による空港の実被害を踏まえたものとする。

## （２）悪天候

### ア台風

関東地方を直撃した台風 19 号（R1. 10. 12）及び同規模以上の大型台風  
イ最大瞬間風速

32.5m/s（つくば市）大雨特別警報の発令（茨城県内）

### ウ大雨

1 時間に 60mm 以上の降雨を観測（北茨城市花園）

## 4. 東日本大震災（H23. 3. 11）による空港の実被害（概要）

### 空港事務所庁舎・設備等

震度 6 強（怪我人なし）

庁舎 一部ひび割れ エントランス天井ガラス一部割れ

### 空港設備

基本施設（防衛）、W誘導路、エプロン異常なし

航空灯火・機械設備・航空保安無線設備支障なし（非常用発電）

### 空港ターミナルビル

(1) 保安検査場等の通電可能（非常用発電設備使用）

(2) 給排水機能、空調設備、受託手荷物受取場ベルトコンベア使用不可

(3) 吊り天井崩落、余震による天井部分からのさらなる落下のおそれあり。

なお、3日間の空港機能閉鎖 4日目より搭乗者の安全確保対策による運用再開

吊り天井撤去、空港ターミナルビル使用については支障なし。

### 空港事務所庁舎のライフライン途絶による影響

(1) 電気 停電2日間（電力復旧まで、約48時間）

その間、非常用発電設備（及びソーラー発電）を使用。必要最小限の機器にのみ電源供給を制限（72時間稼働可）

(2) 電話 一般電話 不通2日間（通話復旧まで約51時間）

災害時優先電話（携帯）のみ使用可（但し繋がりにくい、約1週間）パケット通信使用可（時間を要する）ショートメール等使用

#### 航空保安情報ネットワーク

(1) 回線断（F I H S等使用不可）

（地震発生よりおよそ24時間後より、約20時間程度N T T中継局の電源供給不足）

(2) 航空安全推進ネットワーク

回線断（インターネット、メール使用等不可、地震発生から24時間後より、約20時間程度）

#### 上水（飲料水）

(1) 断水2日間

(2) 下水 異常なし

(3) トイレ 制限有り（断水2日間）流すのに必要な水の確保

#### 公共交通機関

(1) 路線バス途絶（3日間）

(2) 高速バス途絶（6日間）

#### その他

ガソリン 入手困難（2週間程度）



空港ビル吊り天井崩落



## 5. 総合対策本部

国土交通省東京航空局百里空港事務所長（以下「空港長」という。）は本計画による被害が発生又はそのおそれがある場合は、百里空港事務所（以下「空港事務所」という。）に総合対策本部を設置する。

なお、空港長は必要に応じて空港関係機関担当者を総合対策本部へ召集し、本計画で定めた所要の対策を講じる。

## 6. 関係機関

本計画における関係機関は次のとおりとする。

- (1) 空港事務所
- (2) 航空自衛隊百里基地
- (3) 茨城県石岡警察署
- (4) 小美玉市消防本部
- (5) 茨城空港ビル管理事務所
- (6) スカイマーク（株）茨城空港支店
- (7) 羽田タートルサービス（株）
- (8) 三愛アビエーションサービス（株）

## 7. 活動内容

被害想定（地震・悪天候）に基づく関係機関の活動内容は次のとおりとする。

- (1) 空港事務所

- ア 被害状況の把握（負傷者及び施設等、安否確認含む）
- イ 空港関係者との早期復旧に向けた調整
- ウ 総合対策本部の設置
- エ 東京航空局及び本省航空局への報告及び調整
- オ 非常用発電設備の使用及びライフラインの状況確認（上下水道・トイレ）
- カ 航空保安ネットワーク（運航管理卓）の状況確認
- キ 安全推進ネットワーク（TV会議システム）の状況確認
- ク 電話回線（官用携帯電話含む）の状況確認
- ケ 官用車燃料確保
- コ 自宅待機及び帰宅困難者への対応指示（非常参集含む）
- サ 災害備蓄用（3日分の飲料水・食料・トイレ・毛布等）の確保
- シ 強風による飛散防止対策
- ス 空港関係機関への注意喚起メール発出
- セ その他必要な事項

（2）航空自衛隊百里基地

- ア 小美玉市地域防災計画に基づく活動
- イ 空港事務所総合対策本部への要員派遣に係る調整

（3）茨城県石岡警察署

- ア 小美玉市地域防災計画に基づく活動
- イ 空港事務所総合対策本部への要員派遣

（4）小美玉市消防本部

- ア 小美玉市地域防災計画に基づく活動
- イ 空港事務所総合対策本部への要員派遣

（5）茨城空港ビル管理事務所

- ア 被害状況の確認
  - ① 来場者、テナント及びビル職員（負傷者の救護、救急車の手配）
  - ② 建物躯体及び付帯設備
  - ③ 電気（非常用発電機作動による補足手順の実施）  
非常用電源燃料満タンで12時間運用可能であるが、運転中の給油可能のため長期の運用可能
  - ④ 水道（停電時は下水使用不可、貯水槽からバケツで運搬、また保存雑用水使用）
- イ 多言語による来場者誘導（多言語による館内放送依頼）

- ウ 以後の航空機運航の可否確認
- エ 公共交通機関の運航状況確認及び来場者への情報提供
- オ 不要の来場者への帰宅を促す案内（帰宅可能な来場者には帰ってもらう）
- カ 出入国に係る業務はC I Qの計画による
- キ 被害個所の特定及び関連業者への修復依頼（業者確認後修復見込みの徴取）
  - ①建物躯体及び付帯設備
  - ②電気
  - ③水道
- ク 帰宅困難者及び滞留者への対応（待機施設の確保）
  - 食料、水、毛布等の配布（航空会社からの要請による）
- ケ 滞留が長期化する場合、「百里飛行場緊急計画連絡協議会」の立ち上げ及び、同協議会から小美玉市への支援依頼
- コ 被害個所の修復、飛行運用再開

(6) スカイマーク（株）茨城空港支店

- ア 搭乗旅客、職員（業務中）の安否確認
- イ 空港施設の被害状況の確認、及び関連各所との情報共有
- ウ 搭乗旅客の避難誘導、旅客対応開始
  - （搭乗旅客はエプロン側へ誘導、一定区画に留め置き監視する）
- エ 車両（GSE）の被害状況の確認
- オ エプロン、誘導路、滑走路の被害状況確認
- カ SKY フライトコントロールセンター（羽田）と今後の運航可否検討
- キ 関係部署より今後の運航状況報告
- ク SKY 担当部署より利用旅客への案内
- ケ 職員の安否確認（出勤前、公休、休暇中の者）
- コ 上記繰り返し実施
- サ 今後の空港運営の相談
- シ 帰宅困難者（搭乗旅客等）の対応

<各所要時間>

- ・ 搭乗手続き：マニュアル対応 約 3 分/人
- ・ 手荷物受託：マニュアル対応 約 1 分/人
- ・ 受託手荷物検査：開披検査 5～10 分/人
- ・ HJ 検査：開披、接触検査 5～10 分/人
- ・ 搭乗（ゲート→機内）：マニュアル対応 約 15 分

<災害時の備え>

- ・ 支店職員用備蓄品：約 3 日分

- ・機用品（キットカット等）、休憩室自販機
- ・支店職員用ヘルメット（人数分）
- ・緊急備品（毛布、懐中電灯等、応急処理グッズ）

#### （7）羽田タートルサービス（株）

- ア 国際線旅客 180 名をランプへ避難誘導（旅客職員が誘導）  
（旅客職員が誘導・監視・旅客がエプロン外に出ないように措置を講じる）
- イ 旅客 180 名を名簿と照らし合わせ、負傷者等の有無の確認と隔離
- ウ 全 HTS 職員の安否確認
- エ 各部署の損害状況の確認（建物・GSE・オフィス内・インフラ等）
- オ 関係機関への状況報告（CAB・空ビル・CIQ・茨城県空港対策課）
- カ 避難した旅客 180 名の今後の対応を CAB・CIQ と調整（入国は可能か、また空港から旅客の移動手段、バス等の手配、JR の運行状況の確認含む）
- キ 滑走路・エプロン・ターミナルビル・GSE が使用可能の有無の確認  
（関係機関へ）
- ク 使用不可であれば、いつ使用可能かの確認
- ケ その後の動きを航空会社と協議
- コ すぐに使用可能である場合は、出発準備を行う

#### <各所要時間>

- ・チェックイン：最小約 5 分、最大約 10 分
- ・保安検査：受託手荷物 最小約 5 分、最大約 10 分
- ・保安検査：ハイジャック 最小約 5 分、最大約 10 分

#### （8）三愛アビエーションサービス（株）

- ア 安否確認（出勤者、自宅待機者、従業員家族）
- イ 負傷者への対応（負傷者の救出、搬送）
- ウ 情報収集（空港内被害状況、周辺道路、航空燃料輸送手段等）
- エ 被害状況の把握（施設、事務所、車両、通信、ライフライン等）
- オ 航空燃料漏洩箇所の確認
- カ 関係先への報告（石油元売会社、茨城県、三愛石油等）
- キ 緊急払出の準備（電源復旧に遅れが見込まれる時）
- ク ライフライン（非常用電源なし、水、災害用備蓄品あり徒歩出勤可能者 1 名）
- ケ 航空燃料 約 3 日間確保
- コ 他空港へ給油作業員の応援依頼

### 8. 訓練及び本計画の見直し

空港長は、不測の事態に備えて本計画に基づき空港関係機関と連携し必要な訓練を

定期的に実施する。

なお、訓練終了後に関係者による評価会議を開催し訓練内容の検証を行い、適宜見直しを行うものとする。

附則（令和2年3月19日 百管第117号）

本計画は、令和2年3月23日から適用する。